

『日本語の研究』 投稿規程 (2020 年 4 月 1 日改定)

1. 投稿資格

日本語学会会員は、『日本語の研究』に原稿を投稿することができます。共著の場合は、筆頭著者が日本語学会会員であれば投稿できます。ただし、各号の審査期間に筆頭著者として投稿できるのは、投稿原稿の種別を問わず、会員 1 名につき 1 件とします。

編集委員会からの原稿の依頼は、非会員に対しても行えるものとします。

2. 投稿原稿の内容

投稿原稿は、日本語研究とその関連領域に関する未公刊でオリジナルなものに限ります。単行本、他の学会誌・協会誌、紀要、商業誌などに掲載されたもの、および、その予定もしくは応募中のものは投稿できません。学会や研究会の予稿集、科学研究費補助金研究の報告書に掲載されたもの、ならびに、未公刊の修士論文・博士論文の一部などは、その旨を記載すれば投稿できます。なお、それらが既に機関リポジトリなどで WEB 公開されている場合は、そのままの内容での投稿はできません。

3. 投稿原稿の書式・分量

投稿原稿の執筆は最新の「執筆要領」に従ってください。投稿された原稿は原則として返却しません。

4. 校正

著者による校正は原則として 1 回限りとします。校正の際に原稿の訂正を行うことは、編集委員会が認めた場合を除き、認められません。

5. 採用・不採用の決定

投稿された原稿の採否は、査読審査を経て、編集委員会において決定されます。

採用の基準、審査の手順など、査読審査の概要については、「査読審査の概要」を御覧ください。

なお、編集委員会の依頼による原稿についても、投稿論文と同じように扱う場合があります。必要に応じて、編集委員会から著者に原稿の修正を求めることがあります。

6. 投稿の締め切りと審査結果の通知

投稿は随時受け付けます。ただし特集の原稿に関しては受付の期限を定めます。

審査結果は、通常、締め切り日から 2 か月以内に、編集委員会での審議決定後、通知します。

7. 原稿料・抜き刷り

原稿料はお支払いできませんが、掲載論文の抜き刷り 20 部と本誌 1 冊を贈呈します。

8. 著作権

本誌に掲載された論文などの著作権は、「日本語学会著作権規程」により、原則として、本学会に帰属します。詳しくは同規程をご参照ください。